総情術第５８号
令和８年９月１４日

各総合通信局長
（放　送　部）
（北海道、信越、北陸、
四国にあっては情報通信部）
沖縄総合通信事務所長
（情報通信課）
殿

情報流通行政局長

基幹放送用周波数使用計画第１の５（４）ただし書に規定する真に必要なときについて（通達）

標記について、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示（令和８年総務省告示第339号。以下「告示」という。）による変更後の基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）第１の５（４）ただし書に規定する「真に必要なとき」について、下記のとおり定めたので、よろしく取り計らわれたい。

記

基幹放送用周波数使用計画第１の５（４）ただし書に規定する「真に必要なとき」について、該当する事例としては次のとおりである。

１　告示の施行の際、現に当該計画第１の５（１）又は（３）に規定する対策を開設目的として76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用しているその他の補完中継局であって、当該その他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局をやむを得ず廃止しようとするとき又は廃止したとき。

２　当該計画第１の５（１）又は（３）に掲げる対策を開設目的として76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するその他の補完中継局であって、特定地上基幹放送事業者等の責めに帰することができない事由により、当該その他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局をやむを得ず廃止しようとするとき又は廃止したとき。

３　当該計画第１の５（４）に掲げる対策を開設目的として開設されるその他

の補完中継局であって、90.1MHz から 98.9MHz までの周波数を割り当てることができないとき。

４　１から３までに該当するその他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局の放送区域内において、当該その他の補完中継局と同一の周波数による同期放送を行うとき。